平成30年士幌町議会第4回定例会会議録

1 議事日程第2号 12月18日(火曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号 2 一般質問

日程番号3 議 案第5号 士幌町農畜産物加工研修施設設置条例案

日程番号4 議 案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号 5 議 案第 7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正

する条例案

日程番号 6 議 案第 8 号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

案

日程番号7 議 案第9号 士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正

する条例案

日程番号8 議 案第10号 へき地保育所条例の一部を改正する条例案

日程番号 9 議 案第11号 士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正す

る条例案

2 出席議員(9名)

1番 細井 文次 2番 和田 鶴三 3番 秋間 紘一 5番 河口 和吉

6番 清水 秀雄 7番 飯島 勝 8番 出村 寛 11番 加藤 宏一

12番 中村 貢

3 欠席議員(3名)

消防課長

9番 森本 真隆 10番 大西 米明 13番 加納 三司

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

十屋 政勝

町長 小林 康雄 教育長 堀江 博文

代表監査委員 佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

柴田 敏之 副町長 保健医療福祉センター長 山中 雅弘 瀬口 豊子 総務企画課長 会計管理者 三島 重浩 辻 亨 町民課長 高木 康弘 保健福祉課長 亀野 倫生 産業振興課長 地方創生担当課長 石垣 好典 建設課長 増田 優治 道路維持担当課長 佐藤 英明 田中 敏博 建設課技術長 病院事務長 土屋 仁志

特老施設長

佐藤 慶岩

6 教育長の委任を受けて出席した者

教育課長 藤村 延

高校事務長 上野 清子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 角田 淳二

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 字佐見 和重

9 会議録

会議の経過

(午前10時00分)

細 井

本日、加納議長が所用のため欠席でございます。

副議長

議長に代わりまして、私が本日の議事進行を務めます。よろしくお 願いいたします。

給食センター所長 齋藤 英雄

ただいまの出席議員は9名です。

なお、9番、森本議員、10番、大西議員、13番、加納議長より欠席 届が出ておりますので、ご報告いたします。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、和田鶴 三議員及び3番、秋間紘一議員を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

質問順位1番、清水秀雄議員。

清水議員

質問に先立ち、町長6期目の質問のトップに立ちます。いろいろと健康上も不安を抱えながら6期目の町長の任務、私たちもそれなりに配慮しながら対応してまいりたいと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、質問に移ります。国保税の減免制度について。国保税が高過ぎて払い切れず分納にする、あるいは所得が生活保護ぎりぎりで、国保税を払うことで所得が生活保護基準以下となるなど、高過ぎる国保税が低所得者層の日常生活を圧迫しています。厚労省は、生活保護程度の収入の恒常的低所得者の減免は積極的に認めていませんが、低所得であることを特別の事情と自治体が認めれば、生活保護基準以下も特別の事情に入れてよいとしています。本町においても恒常的低所得者を特別の事情とした減免基準を設けるべきと考えますが、町長の

1

2

所見を伺うものであります。

細 井 副 議 長 小林町長 答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

国民健康保険税の減免については、士幌町国民健康保険税条例で1つは災害等により生活が著しく困難になった者、もしくはこれに準ずると認められる者、2つ目として当該年において所得が著しく減少し、生活が困難となった者、もしくはこれに準ずると認められる者、前2号に掲げるほか特別の事情がある者となっております。また、この国民健康保険税は、所得の額にかかわらず応益割として一定水準の負担を課すことになっていますが、低所得者の世帯に対しては所得に応じて応益割を7割、5割、2割の軽減を行っているところであります。

恒常的な低所得者を特別な事情として減免基準を設けるべきとのご 質問でありますが、士幌町国民健康保険税の減免に関する規則におい て減免事由、減免割合等の基準を設け、減免を行っているところであ ります。清水議員がおっしゃる恒常的低所得者とは具体的にどのよう な所得状況を言っているか判然としませんが、単に所得が低いとのこ とで特別な事情に該当すると認識はしておりません。よって、特別な 事情による減免についても相談、あるいは申請の事情により保険税の 納付が困難か否かを判断し、減免を決定してまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。 再質問があれば許します。清水議員。

細井副議長清水議員

町長から答弁をいただきました。そこで、町長は恒常的低所得者とはいかなるものかというふうに疑問を呈していらっしゃるのですが、恒常的低所得者とは私が冒頭に申し上げておりますように生活保護基準程度の所得しかない。したがって、そのような人たちが国保税を支払うことによって、生活保護水準以下の生活を強いられるかもしれない。生活保護を受給されている人たちというのは、同じ所得水準であってもさまざまな減免措置があります。しかし、保護を受けられていない方々は、さまざまな負担がかかってきます。そうすると、そのような人たちの生活というのは、相当低い水準に落ち込んでしまうのではないかということが予想されます。

その高過ぎる国保税ってどの程度になっているのかということなのですが、それぞれ担当の課長さん方のご協力を得ながら、ちょっと調べてまいりました。例えば夫婦2人の生活です。70歳、年金収入です。年金収入が夫婦合わせて127万円で、この夫婦2人の場合の本町の生活保護基準というのは127万円だそうです。収入が先ほど申し上げましたように2人で127万円ですから、課税所得はゼロになります。し

かし、国保税は3万3,930円の課税になります。このように低所得者であっても国保税がかかってくる。したがって、先ほども申し上げましたようにそれ以外にさまざまな負担があるわけですから、そこで国保税が高過ぎるという負担感が一層強く出てくることは考えられると思います。この高過ぎる国保税が低所得者層の日常生活を圧迫しているということを町長はお認めになりますか。お伺いします。

細 井副 議 長小林町長

答弁を求めます。町長。

恒常的なお話ということでありますけれども、町でも生保基準の13 0%以下については、例えば教育委員会では準要保護の基準で対応しているとか、私どもも福祉の中で生活に困っている方の支援対策として、高齢者等の生活扶助ということで130万円以下でこの基準に合致すれば年額4万円と、70歳以上で高齢者世帯については6万円ということで、今年も年末に支払いをするということで準備をしているところでありますけれども、そういう面では一応町としては130万円以下を基準として、いろんな支援対策をしているということであります。

それから、2点目でありますけれども、清水議員がおっしゃったように夫婦2人が年金収入があって、生保基準127万円ですから、3万3,000円引けば生保基準よりも下がるというようなことにはなるのかもしれませんけれども、ただ負担というのは国保だけなくて介護保険等々もあるから、必ずしも国保で下がったということではなくて、全体的に見る必要があるのかなというふうに思うところであります。

いずれにしても、低所得者対策というのは国保税云々ということだけではなくて、全体の生活実態を見ながらということでありますけれども、国保税にかかわってもこの規則に基づいて、特別な事情があるときには申請なり、あるいは相談をいただいて、課税、あるいは税金を納めることが厳しいということであればそれは減免をしていくということの規則になっているものでありますから、それに基づいて減免なり等をしながら対応してまいりたいというふうに思っています。

細 井副議長清水議員

再質問があれば許します。清水議員。

それで、次に移りたいと思いますが、私が恒常的低所得者を特別の事情として減免を求めている理由は、国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高いことがあります。その要因は、国保にしかない均等割、平等割という保険料算定にあります。被用者保険の保険料は、収入に保険料を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありませんが、国保税は均等割と平等割という保険料算定であります。したがって、恒常的低所得者であっても家族数によって保険料負担が多くなる。これはお認めになりますか。

細井

答弁を求めます。町長。

副議長 小林町長

そういう課税の構造になっていることはそうなのでありますけれども、先ほど1回目の答弁でお答えしたように平等割等に対しては、7割、5割、2割という軽減税率を適用するという、そういう制度になっているということでご理解をいただきたいと思います。

細 井副議長清水議員

再質問があれば許します。清水議員。

国保税が協会けんぽ等と比較して高いということはお認めをいただきました。

それで、町長は、特別な事情による減免についても相談、あるいは 申請の事情により国保税の納付が困難か否かを判断して、減免を決定 してまいりたいと存じますというふうにお答えをいただきました。そ ういう点で納税者から相談があれば、それに応じてさまざまな対処を していくというお答えをいただきましたので、それはそれで私も納得 いたします。

そこで、最後になります。自治体の要諦は住民の福祉の向上にあります。生活保護基準以下の低所得であっても、生活保護を受給せず頑張っている人たちが安心して住み続けられる福祉施策を進められるよう求めて、私の質問を終わります。

細 井 副 議 長 小林町長 答弁を求めます。町長。

今清水議員がおっしゃったように、なるべく生保を受けないで頑張ろうというのが私は基本的にそれは正しい姿勢だということでありますけれども、そういうことを支援するようなことを今後とも取り組んでいきたいというふうに思うところでありますが、そういう面では雇用の面では失業対策事業、清水議員からもいろいろご意見いただきながら失対事業もしているところで、さらには生きがい事業団も大変多くの高齢者にいただいて、年間4,000万円を超えるそういう働きもあるということでありますから、そういう面では私はどちらかというと措置より、扶助をするより賃金で支払うということがそれは社会生活上もいいから、そういう観点でぜひ失対事業であるとか、そういう仕事ができる環境をしっかりつくるとともに、もう一方では生活実態をよく見ながら、課税なり、いろんな制度を運用していくということについては十分留意をしてまいりたいというふうに思います。

細 井副議長 秋間議員

以上で清水議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、秋間紘一議員。

それでは、私から先天性風疹症候群の対策、風疹ワクチン2回接種 と負担軽減について町長に質問をいたします。

風疹の流行は、かつてはほぼ5年ごとの周期で発生しておりましたが、予防接種の勧奨などの対策がとられた結果、一旦抑制されました。

しかし、平成23年に旅行者が海外で感染し、帰国後発生が散見され、この流行の影響により平成24年10月から平成26年10月まで45人の先天性風疹症候群の患者が報告をされております。平成30年第1週から47週の風疹罹患者累積報告数は2,313名となり、流行の兆しが顕著にあらわれております。また、風疹に対する免疫が不十分な妊娠20週までの女性が風疹ウイルスに感染すると、白内障や難聴、心疾患等に障がいを持つ先天性風疹症候群の新生児が出生することがあります。その発生率は、妊娠1カ月で感染した場合は50%以上、妊娠2カ月の場合は35%と非常に高い傾向にあります。

町は、先天性風疹症候群の発生防止を目的として、風疹予防接種等助成事業実施要綱を定め、風疹抗体検査1,000円、ワクチン接種2,000円の負担をいただき、根絶に努めております。しかし、町のワクチン接種基準は1回接種と定めて実施しているが、1回接種の風疹免疫獲得は約95%と不十分であり、2回接種することにより約99%まで免疫獲得が確実となります。よって、持続的に先天性風疹症候群の発生を根絶するためには、妊婦への感染を防止することが重要であり、直接防衛として妊娠、出産年齢の女性及び同居家族を対象に2回接種に改めてはどうか。

また、予防接種を完全に実施するための負担軽減策として、風疹抗体検査、ワクチン検査の2回のうち1回は無料、1回は現行2,000円の負担で実施してはどうか。ただし、厚労省が男性の任意予防接種、間接防衛を定期予防接種に改定し、無料化された場合は、2回目のワクチン接種も無料とすると。町長の所見を伺いたい。

答弁を求めます。町長、登壇願います。

細 井副 議 長小林町長

それでは、秋間議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思い ます。

妊娠20週ごろまでの女性が風疹にかかると、胎児が風疹ウイルスに感染し、白内障や難聴、心疾患等の障がいを持つ子供が生まれる可能性があります。平成24年から平成26年にかけて風疹が大規模な流行となり、この影響により全国で45人の子供が先天性風疹症候群と診断されました。国立感染症研究所の発表によりますと、平成30年第1週から第48週までの風疹患者累計報告数は2,454人となり、首都圏を中心に流行し、昨年1年間の26倍となっています。報告患者の96%が成人で、男性が女性の4.4倍多く、特に30代から40代の男性に多い状況であります。女性患者では、特に妊娠、出産年齢である20から30代に多いと報告されています。現在風疹は、定期予防接種で1歳と小学校入学前の2回接種となっていますが、31歳から39歳までの男女は1回接種、39歳から56歳までの女性のみ1回接種で、39歳以上の男性と56歳以上の女性と一回も予防接種を受けていないものであります。

本町においては、これまで平成25年8月より妊娠を希望する女性及び妊婦の夫を対象として、風疹抗体検査、風疹等予防接種1回の助成を行い、風疹の予防に努めてまいりました。厚生労働省では、風疹の新たな対策として39歳から56歳の男性に対し、来年度から3年間で風疹抗体検査と予防接種を原則無料で実施すると発表しました。秋間議員のおっしゃるように1回の予防接種による風疹免疫の獲得は95%で、2回の接種を受けることでさらに高い割合になると言われていることから、町としましても先天性風疹症候群の発生を予防し、次世代を担う子供の健全育成を図るため、来年度より成人の風疹等予防接種助成を2回まで行うとともに、対象者を同居の家族まで拡充する方向で検討したいと思います。

なお、負担軽減については、国の新たな対策に関するガイドライン との整合性を図りながら、来年度予算編成の中で検討してまいりたい と存じます。

以上、秋間議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。 再質問があれば許します。秋間議員。

細 井副 議 長秋間議員

答弁をいただいたわけでありますけれども、先天性風疹症候群の未 然防止として最も有効な方法である風疹ワクチン2回接種の重要性を 認識をいただき、ありがとうございました。

次に、ワクチン接種の対象者を同居の家族まで拡充する方向で検討したいとの答弁であり、九分九厘対応していただけるものと、このように考えておりますけれども、対象者の範囲については平成25年2月の26日付で都道府県に厚生労働省健康局結核感染症課長通知があり、先天性風疹症候群の発生予防等を含む風疹対策の一層の徹底についてということで、通知の強化を図るということでございまして、その変更については妊婦の夫、子供、その他同居家族への周知の強化を図ることとしたと。貴職におかれましては、引き続き風疹に対する一層の対策の徹底をお願いしたいと、このように通知が来てございまして、対象者が定められており、本来なら同居家族を含めて実施していなければならないにもかかわらず、この時点で検討とは全く理解できず、何ゆえに検討なのか。次年度から実施するとの回答をまずいただきたいと、このように思います。

細 井 副 議 長 小林町長 答弁を求めます。町長。

先ほどお答えしたように私ども平成31年度の予算編成の中で検討してまいる予定で、国のさまざまなそういう通知等も参酌して検討するわけでありますけれども、基本的には平成31年度から実施してまいりたいというふうに思っています。

細 井

再質問があれば許します。秋間議員。

副 議 長 秋間議員

それでは、同居家族への拡充といいますか、それについては31年度 から実施するということで理解してよろしいですか。

それでは、次に質問をさせていただきます。私は、以前から風疹の感染、蔓延を撲滅するには、間接防衛として男性の未接種者と直接防衛である女性で妊娠、出産年齢、妊婦の夫、同居家族を含めた完全接種、2回接種の対策を必要と考えておりましたが、今回厚労省の発表では男性のみの抗体検査及びワクチン接種を無料で実施され、女性は現行どおり勧奨のみで、完全接種を自治体に委ねられるようなことが起こり得るのではないかと、このように考えておりますし、非常に合理性に欠けた改定であり、そのようなガイドラインが示されるものと私は考えております。

町では、医療費助成事業、これは全額無料ですけれども、子供支援金事業など多くの事業や取り組みがなされ、親からは一定評価をいただいているところであります。今回の改正に伴って負担の公平性を鑑み、次年度からワクチン接種等の無料化を現実のものにしていただき、安心して子供を産み育てることができる環境を一歩進めてはどうかと。子育て支援の充実をさらに図っていただきたいと、このように考えてございます。答弁をお願いいたします。

細 井副議長小林町長

答弁を求めます。町長。

子育て支援対策でいろんな対応をしているわけでありますけれども、お子さんが多く出産するという環境づくりというのも重要な取り組みだと考えているところでありますけれども、そういう考えの中でこの風疹予防接種についても対応してまいりたいというふうに思っているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

細 副議長 秋間議員 再質問があれば許します。秋間議員。

答弁の中でも次年度に向けてと、予算の中で検討ということでございますけれども、私はワクチネーションを受ける個々の公平性というものを考えたときに、国でやる、まして今回は定期接種等を国が実施していなかった。そういう人方が今回流行の兆しの中で感染没滅しなければならないということで、こういう言葉は悪いのですけれども、オリンピックあるから、それまでに没滅をするのだと、80%から85%に接種率を上げていくと、こういうようなことを考えて組み立てているというふうに考えます。まして女性に対するまるっきり先天性風疹症候群に対する対応というものは国はさておいて、前段言ったような対策のみでございますので、私は今回国に対する期待するガイドラインは出ないと、このように考えてございます。そういうことから考えて、前段で申し上げたようにやはり男性だろうと、女性だろうと、国

で実施することだろうと、どこで実施しても公平に接種が受けれる環境づくりを町の中で実現をしていただきたいと、このように切にお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

細井副議長

以上で秋間紘一議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第3、議案第5号「士幌町農畜産物加工研修施設設置条例案」 を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴 田 町 長

議案第5号 士幌町農畜産物加工研修施設設置条例案についてご説明をいたします。

これは、旧道の駅を改修しまして、新年度からオープンを予定して おります士幌町農畜産物加工研修施設について地方自治法第244条の 2第1項の規定により条例を制定をしようとするものでございます。

第1条につきましては、目的でございます。地域産業の振興や農畜 産物の付加価値を高めるために必要な加工技術の研修や特産品の研究 開発を目的とするものであります。

第2条は、名称と場所でありまして、記載のとおりでございます。

第3条は、設置目的を達成するための事業内容で、食品加工の研修、 体験や食品加工技術の普及啓蒙、特産品の研究開発などの事業を行う ものであります。

第4条は、管理についてですが、指定管理によるものとしようとするものでございます。

第5条は、指定管理者の業務の範囲でありまして、施設の維持管理 や利用料金の収受などについての規定であります。

第6条は、開館時間と休館日の規定で、開館時間は午前9時から午後4時までとし、休館日は土日祝祭日及び年末年始を基本としまして、必要があるときはこれを変更できるものとするものであります。

第7条から第10条までは、利用の許可や利用者の遵守事項や利用の 停止などについての規定でございます。

第11条は、利用の料金についてでありまして、基本利用料金を1人当たり1日消費税込みで540円、11月から翌年3月までの冬期間は648円とするものであります。加工室の利用料金につきましては、11ページの別表で加工室の区分ごとに料金を設定をしたもので、加工室の面積や導入する機械の価格等をもとに積算したものであります。また、午前、午後の半日と1日に分けて設定したものでありまして、この金額は上限額の設定でございまして、町民の利用については半額とする規定でございます。

第12条、13条は、料金の支払いと減免について規定するものでございます。

第14条は、管理上必要な場合の利用の休止についての規定でござい

3

ます。

第15条は、利用する上で施設に特別な設備や既成のものに変更を加える場合の許可についての規定でございます。

第16条は、施設の利用が終了した場合などの原状回復をする規定でございます。

第17条は損害賠償規定、第18条は利用者の責任、第19条は現状を変更する場合の規定であります。

第20条は、施設の業務で生じた特許権や商標登録などの権利は、指定管理者に帰属するものとする規定であります。

第21条は、規則や要綱への委任についての規定でございます。

附則についてでございますが、施行期日は平成31年4月1日からと するものであります。

2では、第7条の規定による利用の許可等については、この条例の 施行日前からできるようにするものでございます。

次の3と4でございますけれども、この条例の施行によりまして士 幌町特産物販売施設設置条例及び士幌町食品加工研修センター条例 は、廃止をしようとするものでございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。 これから質疑を行います。ありませんか。

細 井副 議 長

(なし)

細井副議長

質疑を終わり、これから討論を行います。ありませんか。

(なし)

細井副議長

討論なしと認め、これから議案第5号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

細井副議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第5、議案第7号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第6、議案第8号「士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第7、議案第9号「士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」、以上4件を関連議案とし、一括議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議 案第7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す る条例案、議案第8号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改 正する条例案及び議案第9号 士幌町議会議員の議員報酬等に関する 条例の一部を改正する条例案について、お許しがありましたので、一 括で説明をさせていただきます。

これらにつきましては、国家公務員の給与に関する法律の改正で、 人事院勧告に準じて手当及び給料等について改正をしようとするもの でございまして、本年度の人事院勧告は民間給与との較差0.16%の解 消と0.05カ月分の勤勉手当の引き上げをするものでございます。

最初に、議案第6号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案ですが、説明資料の9ページをお開きいただきたいと思います。まず、第14条、期末手当でございますけれども、6月期と12月期の期末手当の率に差がありましたが、今回の改正では両方とも100分の130、つまり1.3カ月分としますが、年間の支給率は改正前と改正後で2.6カ月分については変更がございません。

同じく同条第3項は、再任用職員の勤勉手当の支給率でございますけれども、同様に100分の72.5、0.72カ月分の支給率にしようとするものでございますが、これも年間の支給率では同じであります。

次の10ページ、第15条は勤勉手当の改正であります。第2項第1号中100分の90を100分の92.5に、6月と12月の勤勉手当をそれぞれ100分の2.5ずつ、合計で100分の5、0.05カ月分の引き上げをするものでございます。

同じく同項第2号は、再任用職員について100分の42.5から100分の45に、合計で100分の5、0.05カ月分の引き上げをするものでございます。

別表第1は、給料表の改定でありまして、勧告に準じ、官民の較差 0.16%を引き上げをするもので、特に初任給で較差が大きいため1,50 0円を引き上げ、それ以外は最低で400円までの引き上げを行うもので、 平均の引き上げ率は0.16%とするものでございます。

このほか15ページをごらんいただきたいと思います。一番下の欄、 再任用職員と書いておりますが、現行欄では18万7,300円となってお りますが、人事院で示すこの欄につきましては、それぞれの級ごとに 再任用職員の額が決められております。今回から同様に1級から6級 までのそれぞれの額を追加をしようとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、16ページをごらんください。附則であります。まず、第1項の施行期日でありますが、給与の改定時期は本年4月1日からで、手当につきましては支給基準日の12月1日からとするものであります。

次に、第2項の期末手当でございますけれども、6月手当は既に支 給済みでありますので、本年度に限り改定前と同じ率にするものであ ります。

次に、第3項の勤勉手当の特例でありますが、同様に6月の手当は 既に支給済みでありますので、本年度に限り12月の手当で調整をする ため、この率を変更するものであります。

第4項では、今回の改正で給与の額が決まりますので、既に支給を された給料については内払いとみなす規定でございます。

次に、議案第7号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、給与の額を説明資料の16ページのとおり改正をするものでございます。人事院勧告に準拠し、給料月額を改正するものであります。なお、任期つき職員に勤勉手当はありませんので、この部分の改定とはなりません。

附則につきましては、議案第6号と同じでありますので、説明は省略をさせていただきます。

議案第8号、士幌町長等の給与等に関する条例の一部改正につきましては、職員の勤勉手当の引き上げ分と同率を期末手当として引き上げをするものであります。説明資料は17ページでございます。

議案の附則につきましても議案第6号と同様ですので、説明は省略 させていただきます。

議案第9号、士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の改正につきましても、職員の勤勉手当の引き上げ分と同率を期末手当として引き上げをするものでございます。説明資料は18ページでございます。

附則につきましても同様でございますので、説明は省略をさせてい ただきます。

なお、本年度分の人事院勧告につきましては、宿日直手当等の改正 も含まれておりますけれども、これらの改正につきましては来年度か らの支給分として現在職員組合と協議中のため、今回の改正には含ん でおりません。

以上、議案第6号から第9号までの説明とさせていただきます。 これから一括して質疑を行います。ありませんか。

細井副議長

(な し)

細井副議長

質疑を終わり、一括して討論を行います。

(なし)

細井副議長

討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。

本案は、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

細 井

異議なしと認めます。

副議長

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

細 井

異議なしと認めます。

副議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 これから議案第8号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし) 細 井 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 副議長 これから議案第9号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し) 細 井 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 副議長 日程第8、議案第10号「へき地保育所条例の一部を改正する条例案」 を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第10号 へき地保育所条例の一部を改正する条例案について説 柴 \mathbb{H} 副町長 |明をいたします。 これは、今年度いっぱいで佐倉へき地保育所を閉鎖することに伴い、 改正をするものでございます。 説明資料は19ページでございます。第2条中、佐倉へき地保育所の 項を削るものであります。 議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でございますけれど も、平成31年4月1日からとするものであります。 以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。 これから質疑を行います。ありませんか。 細 井 副議長 (な L) 細 井 質疑を終わり、これから討論を行います。ありませんか。 副議長 (な し) 細 井 討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 副議長 (異議なし) 異議なしと認めます。 細 # 副議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 9 日程第9、議案第11号「士幌町こども発達相談センター設置条例の 一部を改正する条例案」を議題といたします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第11号 士幌町こども発達相談センター設置条例の一部を改正 柴 田 副 町 長 する条例案について説明をいたします。 これは、今までの発達支援及び放課後デイサービス事業に加え、新 年度から保育所等訪問支援の事業を開始するために改正をしようとす るものでございます。

説明資料は20ページでございます。第5条第1項第3号中「児童発 達支援及び放課後等デイサービスに限る。」を保育所等訪問支援の事 業を追加するために「児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育 所等訪問支援に限る。」というふうに改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則の施行時期でございますけれど も、平成31年4月1日からとするものであります。

以上で説明とさせていただきます。

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

質疑を終わり、これから討論を行います。ありませんか。 細 井

> (ts し)

井 討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 細

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。 細 井

したがって、本案は原案のとおり可決されました。 副議長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明日19日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時51分)

細 井

副議長

副議長

副議長